九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設共同利用内規（案）

（趣旨）

第１条　この内規（案）（以下「本内規（案）」という）は、九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設（以下「植物圃場施設」という）における教育、研究、社会連携に関する施設の共同利用を、効率的かつ円滑に進めるために遵守すべき事項を定めるものとする。

２　施設の管理運営については、九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設共同利用要領（案）の定めるところによるもののほか、この内規（案）の定めるところによる。

（設置）

第２条　九州大学大学院農学研究院及び関連施設における教育、研究を実施する共同利用の場として、植物圃場施設を置く。

２　植物圃場施設は、管理棟、種子貯蔵庫、倉庫、物置、パイプハウス、ガラスハウス（無加温型）、ガラスハウス（加温型）、防疫対応温室、日長調節装置、ポット置き場、気象ステーション、畑地圃場及び施設用地で構成される。

（管理責任者）

第３条　植物圃場施設に管理責任者として施設長を置き、農学研究院長がその職務にあたる。

２　施設長は、植物圃場施設の管理運営に関する業務を監督する。

（審議機関）

第４条　九州大学農学研究院に伊都植物圃場施設管理運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

２　委員会は，次に掲げる事項を審議・調査する。

（１）　植物圃場施設の共同利用の公募に関する事項

（２）　植物圃場施設の利用許可、許可内容の変更、許可の取消に関する事項

（３）　植物圃場施設の利用料金に関する事項

（４）　その他の植物圃場施設の管理運営に関する事項

３　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）　農学研究院研究教育支援センター（以下「支援センター」という）副センター長

（２）　支援センター植物科学ユニット担当教員

（３）　植物圃場施設での教育研究を必須とする教員　若干人

（４）　支援センター員　若干人（植物科学ユニットユニット長を含む）

（５）　その他委員会が必要と認めた者　若干人

４　委員会に委員長を置き、支援センター副センター長がその職務にあたる。

５　委員長は、委員会を主宰する。

６　委員会の副委員長は、植物科学ユニット担当教員が職務に当たる。

７　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

８　３項（２）～（５）の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
９　委員の再任を妨げない。
（議事）
第５条　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
３　委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
（管理運営事務）
第６条　植物圃場施設の管理運営に関する事務は、支援センターにおいて行う。
（補則）
第７条　本内規（案）に定めるもののほか、植物圃場施設の使用に関し必要な事項は、管理責任者の承認を得て、委員会が別に定める。

附則
この内規（案）は、令和　　年　月　日から施行し、令和　　年　月　日から適用する。